

支部長あいさつ

支部長 外間永邦

ますます多忙化する学校現場にあって、生徒たちの成長を願い、日々の教育実践に努力されている教職員みなさんに敬意を表します。

「競争原理と市場原理を持ち込めば全てはうまくいく」とした新自由主義思想は世界経済を破綻させてしまいました。それを日本で推し進めた自公政権は倒れ、民主党を中心とする新政権が生まれました。高校授業料の実質無償化や全国学力テストの縮小、教員免許更新制度の中止など明るい側面も出てきています。しかし、長年にわたった新自由主義的「教育改革」で、「特色ある学校づくり」、市場的競争と評価、「校長の権限拡大」が進み、教育行政は、目標管理・学校評価、人事考課を通じて官僚統制（NPM）を強化しています。それに疑問を持つ教職員の意見を封じるため、管理職の「権力の誤用と乱用が関係する」パワハラが急増しています。教員の「自由、創意及び責任」が尊重されず、教職員の力量が発揮できない状況が出てきています。

沖縄でも教職員評価システムが実施されて4年目になります。教職員の資質向上につながるどころか、指摘されていた問題点がますます顕在化してきました。このシステムは生徒のことや授業のことを考える時間がますます割かれていくだけでなく、教師を個々バラバラにして協力心や連帯感を失わせる構造的欠陥を持っています。運用を簡素化し、弊害をなくしていく取り組みを強めていかなければなりません。評価制度だけでなく、学校への思慮を欠いた財界主導の教育改革は膨大な雑務を学校に持ち込みました。多忙化する中で、我々教師は立ち止まって学校や教育を見つめ直し、有限の時間をどう使うかを考える必要があると思います。たいして意味のないものは捨てていく勇気が学校に活力をもたらします。

子どもたちが平和で豊かな世界の担い手として成長する教育を実現するために教職員はどうあらねばならないか、ユネスコの「教職員の地位に関する勧告」（1966年）はこと細かく述べています。私たちはそれを学校に活かしていくと取り組みをしていきましょう。

教研の基本目標は「憲法と47教育基本法に基づき、平和を守り真実を貫く国民教育の確立」です。憲法26条【教育を受ける権利】、47教育基本法1条（教育の目的）、さらにはユネスコの学習権宣言に定められた人権としての学習権をしっかりと捉え、情勢に一喜一憂することなく、全人類の共生や全地球規模の諸課題を見つめる視点を忘れず、未来に生きる若者たちの成長を中心に据えた教育実践を創り上げていきましょう。

この一年間の教育実践の実り多い交流ができますよう期待します。

執行委員長あいさつ

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合 執行委員長 松田 寛

高教組南部支部第42次教研に参集されました仲間のみなさん大変ご苦労様です。

さて、第45回衆院選は8月30日投開票の結果、民主党が308議席(過半数241)を獲得する圧勝を収め、県内4区すべてで野党が独占する結果となりました。自民党惨敗の背景には、小泉政権以来の「市場原理主義」による構造改革によって大企業が空前の利益を上げる一方で、セーフティネットはズタズタに切り裂かれ、格差や貧困の拡大、後期高齢者医療制度、年金、派遣切り問題等々、改革の「ひずみ」に何一つ有効な手だてを示しきれなかったことが原因との指摘がされています。しかも、その「ひずみ」から目をそらせるために「公務員バッシング」や「教育問題(道徳などナショナリズムの強化)」等々を押し進めるなど、私たち教職員にとって容認できるものではありませんでした。

高教組は、政権交代が現実のものとなった事を踏まえ、教育・人権、平和・貧困などの諸問題にとりくむ上で、この状況をどう評価し、どう向き合うかが改めて問われることとなります。とりわけ、「教員免許更新制」は喫緊の課題となっています。

民主党は日教組との協議の中で「全国学力テスト」については「悉皆調査から抽出調査」へ、マニフェストに記されている「免許更新制については抜本的に見直す」の文言には「凍結・廃止」が含まれていることが確認されています。しかし、それに代わるものとして「教員の修士課程6年制」がマニフェストに示されています。つまり、教員免許取得のための修士課程を6年とすることは、それに対応できる大学でしか免許が取れなくなるなど、戦前の師範学校の反省の上に確立された「開放性(どの大学=学科でも教員免許が取れる)」が閉ざされると同時に、「国家主義教育の復活」につながることを懸念されることを指摘しなければなりません。また、「研修の充実を図る」についても初任者研修をはじめとこれまでの「官製研修の充実」がどう「教職員の質の向上」につながったのか「検証」することから始めさせなければなりません。

一方、民主党が打ち出している「高校実質無償化」には教育の機会均等、家庭の教育費負担軽減の立場から評価しつつも「実質無償化」が「授業料相当額」の現金給付となるとするならば「家庭によっては他に流用され」子どもへの直接支援につながらない可能性もあり、学校現場にとっては「授業料無償化」こそ求めていかなければなりません。

このような当面する課題及び問題を踏まえるならば全国連帯の要である「日教組の役割」は一層重要であり、そのためには、日教組そのものの強化としっかりと問題提起ができることを沖縄高教組は目指していかなければならないと考えます。そして、政権交代を機に教科書問題についても一気に決着を図らなければなりません。米軍再編問題についても9月1日のマスコミ報道(タイムス)では当選した5氏とも「辺野古に基地はつくらせない」ことを明言しており、そのことを実現するためにも来年11月に行われる県知事選挙には何としても勝利しなければなりません。

私たちはこのような状況をしっかりと見据え、団結を強化し、「平和・人権・環境・共生」の観点が大切にされる社会をめざし、民主教育の創造と「楽しい学校」・「楽しい職場」作りあげなければなりません。そのためにも高教組は、多くの教職員とともに柔軟で創造的な高教組運動とともに創るために各支部が共に頑張り合うことが何よりも重要となっています。

第4 2次教研基調報告

一、はじめに（教研集会の意義）

私たちの教研集会も今次で4 2回目になります。この間、私たちは教研活動を通して教育の抱える今日的な課題に取り組み、お互いの力量を高めてきました。

教研の基本目標は、「憲法と47教育基本法に基づいて、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」です。この目標は、戦前の教師が軍国主義教育の担い手であったという痛苦の反省に立ち、平和と民主主義、そして教育が本来必要とする自主性こそ、教育の基本であるという自覚と決意のもとに設定されたものです。

企業の求める人材の確保をはかる財界の意向に偏った政府の教育政策は、豊かな人格の形成という教育本来の目的とはおおよそかけ離れたものであり、私たちは、今改めて「教育は誰のために、何のためにおこなわれるものなのか」と問い直す必要があります。国民が人間らしく生きるのに必要な教育とは何か、子どもたちの可能性を伸ばす教育とは何か。教研集会は、そのような視点からお互いの実践を持ちより、その成果を生かしていく場でなければなりません。

二、教育をめぐる現状

1985年、財界は、「企業が求めているのは画一化された労働力ではなく、多様な人材である」とし、人間を「天才」「能才」「凡人」「非才」にわけて能力別の「棲み分け」型の競争の導入を提唱しました。その後、文部科学省は多様化路線を推進し、学校現場では特色ある学校づくり・学区拡大がおこなわれ、学校間の序列化が鮮明な形にされてきました。

1995年、財界は「新時代の日本的経営」（日経連）を発表しました。雇用を三つの形態、「長期貯蓄能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」にわけ、労働市場の流動化を提案しました。安定した雇用は1割で、残りの9割は不安定雇用との方向性は今日の派遣労働者が3分の1という異常な状況をつくり出しました。「雇用・労働の多様化」という考え方は現在の教育政策にも影響を及ぼしました。

1997年6月の中央教育審議会第二次答申『二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について』は、中高一貫教育、「教育上の例外措置」として進んだ子どもや特別な才能をもった子どもには、飛び級や飛び入学を認めることを提唱しています。これは一部の「長期貯蓄能力活用型」「高度専門能力活用型」の人々に照準をあわせた能力主義であります。また正規雇用の大幅な減少が、労働条件の悪い臨時雇用・フリーターを大量に生み出しました。さらに、生活することすらできない賃金で日雇い派遣労働を強いられた多くの若者さえ出てきています。今、世界の中でもっとも日本の子どもたちは、働くことに夢を持ってない状況に追い込まれています。文部科学省は、こうした多様化政策を全国的に推し進めてきました。この結果、学校現場では基礎学力の保障・回復にじっくり向き合うのではなく、煩雑化した選択制やコース制の運営に忙殺されているのが現状です。

2003年からはじまった義務教育の水準を3割引き下げた「ゆとり教育」は、教育を受ける者の格差をますます広げることになり、社会が国家官僚や大企業社員などの「勝ち組」と、低賃金と劣悪な労働条件の下で働く「負け組」の二極分解につながるおそれがありま

す。これは、すべての子どもたちに必要な知識や能力を身につけさせることを責務とする義務教育の方針に逆行する流れといえます。

2006年12月15日、臨時国会で教育基本法の改正が強行採決されました。「教育の憲法」とも呼ばれる「改正」前の47教育基本法は、天皇制国家主義教育を支えた教育勅語を否定し、個人の尊厳と平和主義を基本理念としています。しかし「改正」後の教育基本法は、「伝統文化」や「愛国心」といった国家主義を教育現場に強制し、「教育の機会均等」を解体することで、子ども一人ひとりが平等に学ぶ権利を奪い、新自由主義によって生み出される「格差社会」を固定化しようとするものです。教育基本法「改正」とは改悪に他ならず、これによって教育現場は根底から変えられてしまう危険性があります。

2007年6月20日、改悪教育基本法の具体化として「教育三法案」が強行採決されました。骨子は下記の通りで、教育の国家統制法案です。

(学校教育法改正案) 義務教育の目標として「我が国と郷土を愛する態度」「規範意識や公共の精神などに基づき社会に参画する態度」などを明記。組織運営強化のために小、中学校などに「副校長」「主幹教師」「指導教諭」を置くことができる。教育水準向上のために学校は、教育活動などについて学校評価を行い改善を図る。(地方教育行政法改正案) 教育委員会に対する文部科学省の是正指示権や要求を新たに規定。知事は私立学校に関する事務について教委に助言、援助を求めることができる規定。(教員免許法改正案) 終身制の現在の教員免許を2009年4月1日から有効期間10年の更新制にする。更新前に30時間以上の講習が必要。講習を終了しないと免許が失効する。

しかし、状況は絶望的かというところではありません。教育基本法が改悪されたといっても、「教育を受ける権利」や「思想及び良心の自由」が明記された日本国憲法と「子どもの意見表明権」が明記された子どもの権利条約があります。改悪教育基本法によってそれらに違反する行為がなされた場合には、日本国憲法と子どもの権利条約に基く批判を行っていくことが可能です。教育基本法改悪への反対を通して教育現場や全国各地で積み上げられてきた運動の力を基礎として、改悪教育基本法を実体化させない闘いをつくっていくことが重要です。そしてなによりも子どもたちの健全な成長・発達につながる教育を実現するためには、憲法の理想の実現に不可欠として制定された47教育基本法に戻す必要があります。

日本の教育の現状をOECDの調査で世界と比較してみると、世界第2位の経済大国といわれながら、教育への公的支出の対国内総生産(GDP)比は3.4%で、データのある28カ国中最下位となっています。1学級あたりの生徒数は、OECD平均21.9人(小学校)、24.4人(中学校)に対し、日本は28.4人(小学校)、33.5人(中学校)とかなり多い状況となっています。改善が必要であることは明白です。

2009年8月30日の総選挙で、「子ども手当の創設」「高校授業料の実質無料化」等を掲げた民主党が大勝しました。学力テストや教員免許制度の廃止などをかわきりに、これまでとは違う教育政策に期待が持てます。

沖縄県では、2006年度から全教職員を対象に教職員評価システムが完全実施されています。しかし、このシステムは教育課題の解決が目的ではなく、公務活動への民間の競争原理の導入を打ち出した橋本内閣の行政改革の一環として登場した点に大きな問題があります。中でも相対評価を中心とした競争的評価は、個々の教職員を比較して根拠のない優劣をつけることにつながり、教職員にとって必要な特性である職場での協働性・同僚性が損なわれる危険性があります。協働性の基盤である人間関係を切断する評価システムでは

なく、子どものために力を合わせる教職員であり続ける評価システムとなるよう、運用段階で変質させる取り組みが必要です。また、2007年9月29日に11万人が結集した『「教科書検定意見撤回を求める」県民大会』の取り組みから2年経ちますが、依然として検定意見は撤回されていません。先月の「9・29県民大会決議を実現させる県民大会」でも確認したように、政権交代を機に文科省に対し再び撤回を要求するなど、継続的な取り組みが必要です。

三、憲法と教育基本法に立脚し、生徒と父母の要求に根ざした教育を！

学校現場は複雑な教育課程の運営上の雑務や多発する問題行動に振り回され、じっくり話し合うゆとりが失われてきました。総合的な学習の時間の設置、些末な調査もの、教職員評価システムの導入等による負担の増加は、教材研究や生徒と向き合う時間を圧迫しています。教育環境の整備を伴わない発展学習のすすめなどは教育制度の面でますます困難な状況を作り出しています。さらには理解できずにやり残してきた学習内容に押しつぶされそうな生徒たちを指導する時間の確保もますます難しくなっています。

しかし、われわれ教師が生徒たちの「わかりたい」「みんなと一緒に頑張りたい」という願いを真摯に受けとめ、活動できる場を保障するならば、生徒たちはいかなる困難な状況にあっても目をみはるような力を発揮するものです。このことは教研によせられた数多くの実践が示しています。私たちが今なすべきことは、生徒たちのすぐれた力を自覚させ、彼らに自信を与えることではないでしょうか。以上の点をふまえ、私たちは次の2点から、日頃の教育実践をみすえる必要があります。

① 基礎を重視した楽しくわかりやすい授業の実践

私たちは「どんな教材を、なぜとりあげるのか」を絶えず重視し、自然や社会についての基本的事実や法則、真理・真実や技術を発達段階に即してすべての子どもが身につけるよう、すぐれた教材を精選しなければなりません。そのためには、教育活動の原点である授業をいま一度見直し、親切でていねいな「楽しくわかりやすい授業」を創り出すことに全力をあげる必要があります。

② 生徒の人権に基づく、主権者にふさわしい教育を生徒・保護者・地域住民とともに！

民主主義社会の形成者として互いの人権を尊重し、自由とそれに伴う責任の重さを学ぶ機会がどれだけ学校にあるのか？人間としての成長と友情を育む場にはたして学校がなっているのか？こうした問いかけを常に投げかけ、将来の主権者である生徒たちにふさわしい教育は何かを父母や地域住民とともに議論を深めなければなりません。

四、子どもの権利条約を生かす取り組みを

子どもの権利条約をどう実効あるものにするのか、単に学校生活のうえでの規則や諸権利にとどまらず、子どもたちが学ぶ喜び、成長する喜び、精一杯遊ぶ権利、そして自分の意見を自由に表明する権利がどうなっているのかの観点から子どもたちの現状を見ていく必要があります。1998年6月、国連の子どもの権利委員会は日本政府に対し22項目の勧告書を発表しました。そのうち主なものは次の通りです。各学校ではどうなっているのか検討する必要があります。

「権利の十全な主体としての子どもの地位を強化するために、本条約をすべての教育機関の教育課程に組み入れるべきことを勧告する」

「差別禁止。子どもの最善の利益および子どもの参加が、政策論議および政策決定の指導原理とされるべきこと」

「貴締約国（日本）における教育制度が極度に競争的であること、その結果、教育制度が子どもの身体的および精神的健康に否定的影響を及ぼしていることに照らし、本条約第3条・第6条・第12条・第29条および第31条に基づいて、過度なストレスおよび不登校を防止し、それと闘うための適切な措置をとるべきことを勧告する」

ここで第3条（子どもの最善の利益）・第6条（成長・発達権）・第12条（意見表明権）・第29条（教育の目的）・第31条（余暇・文化活動の権利）が子どもの権利侵害を除くよりどころとして明記されました。

五、今次教研の課題

生徒たちの発達を保障する学校づくりを目指し、以下のことを提起します。

1. 憲法とその理想の実現に不可欠の47教育基本法、子どもの権利条約に基づく教育実践を生徒・保護者・住民と一体となってすすめよう。
2. 生徒の要求である「楽しくわかりやすい授業」を創り出し、中途退学・問題行動のない「魅力ある学校」づくりをすすめよう。
3. 貴重な平和教育の実践を継承し、さらに発展させよう。
4. 障害児の就学前教育や就職など、障害児の抱える問題点を明らかにし、障害児教育の充実をすすめよう。

六、おわりに

衆参において圧倒的多数を持つ阿倍内閣は2006年12月15日教育基本法を改悪し、2007年6月20日教育3法案を改悪しました。2007年7月29日参議院選挙において「美しい国づくり」を掲げた政権与党は大敗し、安倍晋三氏は政権を投げ出してしまいました。安倍内閣が残した負の遺産として、①教育基本法による愛国心の強制②全国学力テストを使った、教育現場のさらなる競争③免許更新制を導入しての教職員の国家統制などがのこされました。市場原理、競争原理による経済の破綻が顕在化する中、2009年8月30日衆議院選挙で自公政権は大敗し民主党を中心とする政権が誕生しました。子どもたちの教育を社会の責任ととらえ、子ども手当創設、高校授業料の無償化などを公約とし国民の信任を得たことは日本の教育の歴史の中で大きな意義があります。さらに、全国学力テストや教員免許更新制も廃止するとしています。明るい点も出てきています。しかし、長年にわたる新自由主義の教育改革は学校評価や教員評価制度で教育から自主性や創造性が奪われつつあります。それらに関連する多くの問題に、どう対処するのか検討が急がれます。

教育を取り巻く環境は段々と厳しくなっています。しかし、豊かな教育をするには、教師自身・生徒一人一人がもっともっと豊かになることが必要です。そして、どんな状況下にあっても、生徒・教師が互いに信頼しあえる学校をつくっていかねばなりません。そのためにも一人ではなく、多くの仲間と語り合える教研を盛り上げ役立てましょう。